

副本

平成26年(行ウ)第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函館市

被告 国ほか1名

第19準備書面

令和元年11月6日

東京地方裁判所民事第2部B係 御中

被告国訴訟代理人

竹野下 喜彦

被告国指定代理人

坂本 康博

檜野 一穂

益子 元暢

朝山 直木

細川 全

船城 織映

古川 善健

小野本 敦

守谷 純子

森下 秀弘

竹	澤	重	幸
渡	邊		響
中	内	麻里子	
宮	川	和	大
内	藤	晋太郎	
小	林		勝
榊	野	龍	太
前	田	大	輔
治		健	太
笠	原	達	矢
大	城	朝	久
仲	村	淳	一
森	川	久	範
前	田	后	穗
野	田	直	志
吉	田	匡	志
海	田	孝	明
井	藤	志	暢
末	永	憲	吾
種	田	浩	司
松	岡		賢
花	見	清太郎	

田 口 達 也

正 岡 秀 章

大 浅 田 薰

冲 田 真 一



<目 次>

第1	はじめに	5
第2	テロリズム等への対策に関する規制内容	5
1	発電用原子炉の設置（変更）許可の段階	5
	(1) 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止に係る対策	5
	(2) 安全保護回路への不正アクセス行為等の防止に係る対策	6
	(3) 大型航空機の衝突その他テロリズムに起因する重大事故等への対策	6
	ア 特定重大事故等対処施設の設置等	6
	イ 可搬型重大事故等対処設備の設置等	8
2	発電用原子炉の設置（変更）許可後の段階	10
	(1) 保安のために必要な措置	10
	(2) 核燃料物質の防護のために必要な措置	10
3	小括	12
第3	IAEAの基準について	13
1	IAEA安全基準について	13
2	IAEA核セキュリティ基準について	16
第4	原告の主張に対する反論	18
1	立地についてのIAEA安全基準に係る原告の主張について	18
	(1) 原告の主張	18
	(2) 原告の主張に対する反論	18
2	航空機衝突対策の不備に係る原告の主張について	19
	(1) 原告の主張	19
	(2) 原告の主張に対する反論	19

第1 はじめに

原告は、訴状（116ないし122ページ）、原告準備書面(20)及び令和元年7月9日付け原告準備書面(35)（以下「原告準備書面(35)」という。）において、被告国に対する行政事件に係る論点として、設置許可基準規則は、テロリズム等に対しIAEAの基準等を踏まえた必要な規制基準を定めておらず不合理である旨主張している。

そこで、本準備書面では、まず、我が国におけるテロリズム等への対策に関する規制内容を設置（変更）許可の段階と許可後の段階に分けて説明し（後記第2）、原告が主張の論拠とするIAEAの基準についても説明した上で（後記第3）、原告の主張に対する反論を加える（後記第4）。

なお、以下、本準備書面においては、設置許可基準規則（乙A第34号証）、設置許可基準規則の解釈（乙A第93号証〔乙A第35号証の改正版。以後、設置許可基準規則の解釈に係る主張については、乙A第93号証に基づいて主張する。〕）及び技術的能力基準（乙A第94号証）については、証拠番号の記載を省略する。また、略語等の使用は、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による（本準備書面末尾に「略称語句使用一覧表」を添付する。）。

第2 テロリズム等への対策に関する規制内容

1 発電用原子炉の設置（変更）許可の段階

(1) 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止に係る対策

設置許可基準規則7条は、工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、同施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アク

セス行為¹を防止するための設備を設けることを要求している。また、同要求には、工場等内の人による核物質の不法な移動又は妨害破壊行為、郵便物等による工場等外からの爆破物又は有害物質の持ち込み及びサイバーテロへの対策が含まれる（設置許可基準規則の解釈7条部分1〔18ページ〕）。

(2) 安全保護回路への不正アクセス行為等の防止に係る対策

設置許可基準規則24条は、発電用原子炉施設に、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができる機能を有する安全保護回路²（安全施設に属するものに限る。）を設けることを要求している（同条6号）。そして、安全保護回路が、同機能を有するというためには、ハードウェアの物理的分離、機能的分離に加え、システムの導入段階、更新段階又は試験段階でコンピュータウイルスが混入することを防止する等、承認されていない動作や変更を防ぐ設計がされている必要がある（設置許可基準規則の解釈24条部分6・53ページ）。

(3) 大型航空機の衝突その他テロリズムに起因する重大事故等への対策

ア 特定重大事故等対処施設の設置³等

*1 「不正アクセス行為」とは、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128条）2条4項各号のいずれかに該当する行為をいう（設置許可基準規則7条参照）。

*2 「安全保護回路」とは、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を検知し、これらの事象が発生した場合において原子炉停止系統及び工学的安全施設を自動的に作動させる設備をいう（設置許可基準規則2条2項40号）。

「原子炉停止系統」とは、発電用原子炉を未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために発電用原子炉を停止する系統をいう（設置許可基準規則2条2項26号）。

「工学的安全施設」とは、発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常による発電用原子炉内の燃料体の著しい損傷又は炉心の著しい損傷により多量の放射性物質の放出のおそれがある場合に、これを抑制し、又は防止するための機能を有する設計基準対象施設をいう（設置許可基準規則2条2項10号）。

*3 設置許可基準規則42条及び同規定に係るガイド類の詳細については、被告国の平成30年5月14日付け第13準備書面（以下「被告国第13準備書面」という。）を参照。

(7) 設置許可基準規則42条は、工場等には、特定重大事故等対処施設、すなわち故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより炉心の著しい損傷が発生するおそれがある場合又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するための施設（同規則2条2項12号）を設けなければならないとし、各号で同施設についての要求事項を定めている。

同規則42条1号は、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対してその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであることを要求しており、同機能が損なわれるおそれがないものであるといえるためには、原子炉建屋及び特定重大事故等対処施設が同時に破損することを防ぐために必要な離隔距離（例えば100m以上）を確保すること、又は故意による大型航空機の衝突に対して頑健な建屋に収納することが必要となる（設置許可基準規則の解釈42条部分1・92ページ）。同条2号は、原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備を有するものであることを要求しており、原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備といえるためには、設置許可基準規則の解釈（42条部分3・92ないし95ページ）に掲げられた設備又はこれらと同等以上の効果を有する設備が必要となる。同条3号は、原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの発生後、発電用原子炉施設の外からの支援が受けられるまでの間、使用できるものであることを要求しており、これを満たすためには、例えば、少なくとも7日間、必要な設備が機能するに十分な容量を有するよう設計を行うことが必要となる（設置許可基準規則の解釈42条部分4・95ページ）。

(イ) さらに、原子炉等規制法43条の3の6第1項3号に規定する「重大

事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力」の審査を行う際の審査基準である技術的能力基準は、「Ⅱ 要求事項」の「2. 2 特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制の整備」において、発電用原子炉設置者に対し、工場等において故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより炉心の著しい損傷が発生するおそれがある場合又は炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損による工場等の外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制することを目的として、特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていることを要求している(同基準・7及び39ページ)。^{*4}

イ 可搬型重大事故等対処設備の設置等

- (7) 設置許可基準規則43条3項5号は、可搬型の重大事故等対処設備を設けるに当たっては、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で、常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管することを要求している。同条項は、可搬型重大事故等対処設備について、分散配置等を要求することで、故意による大型航空機の衝突があつたとしても、常設重大事故等対処設備と可搬型重大事故等対処設備が同時に機能を喪失しないようにすることを目的とするものである(「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」(平成30年12月19日改訂)・乙A第41号証・179及び180ページ)。これを満たすためには、例えば、原子炉建屋か

*4 この要求事項を満たすためには、「工場等外部からの支援が受けられるまでの間(例えば、少なくとも7日間)、特定重大事故等対処施設の機能を維持するための体制を整備する方針」が必要となる(技術的能力基準「Ⅲ 要求事項の解釈」・39ページ)。

ら100メートル以上離隔をとり、原子炉建屋と同時に影響を受けないようにすること、又は、故意による大型航空機の衝突に対して頑健性を有するようになることが必要となる（設置許可基準規則の解釈43条部分7・98及び99ページ）。

- (4) さらに、技術的能力基準は、「Ⅱ 要求事項」の「2.1 可搬型設備による対応」において、発電用原子炉設置者に対し、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合において可搬型設備等^{*5}による対応を行う際に必要となる体制の整備に関し、以下の項目についての手順書が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていることを要求している。

また、同基準は、当該手順書に従って活動を行うための体制及び資機材が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていることを要求している（同基準・7、37及び38ページ）^{*6}。

- ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること^{*7}
- ② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策

*5 「可搬型設備等」の一例として、大容量泡放水砲を挙げることができる（「実用発電用原子炉に係る新規制基準について - 概要 -」（原子力規制委員会）・乙A第95号証・19ページ）。

*6 技術的能力基準は、重大事故等対策における要求事項のうち、「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」などの13の要求事項について、当該要求事項に従って作成した手順等の内容が、大規模な自然災害を想定したものとなっていることなどを要求している（同基準「Ⅲ 要求事項の解釈」・37及び38ページ）。

*7 「大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動」について、故意による大型航空機の衝突による外部火災を想定し、泡放水砲等を用いた消火活動についての手順等を整備する方針であることが要求されている（技術的能力基準「Ⅲ 要求事項の解釈」・37ページ）。

に関すること

③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること

④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること

⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること

2 発電用原子炉の設置（変更）許可後の段階

(1) 保安のために必要な措置

原子炉等規制法43条の3の22第1項は、「発電用原子炉設置者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置（重大事故が生じた場合における措置に関する事項を含む。）を講じなければならない。」と規定している。

これを受けて、実用炉規則86条は、工場等において大規模損壊が発生した場合における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、同条各号に定める措置（計画の策定、要員の配置、教育・訓練の定期的実施、資機材の備え付け等）を講じることを要求している。

(2) 核燃料物質の防護のために必要な措置

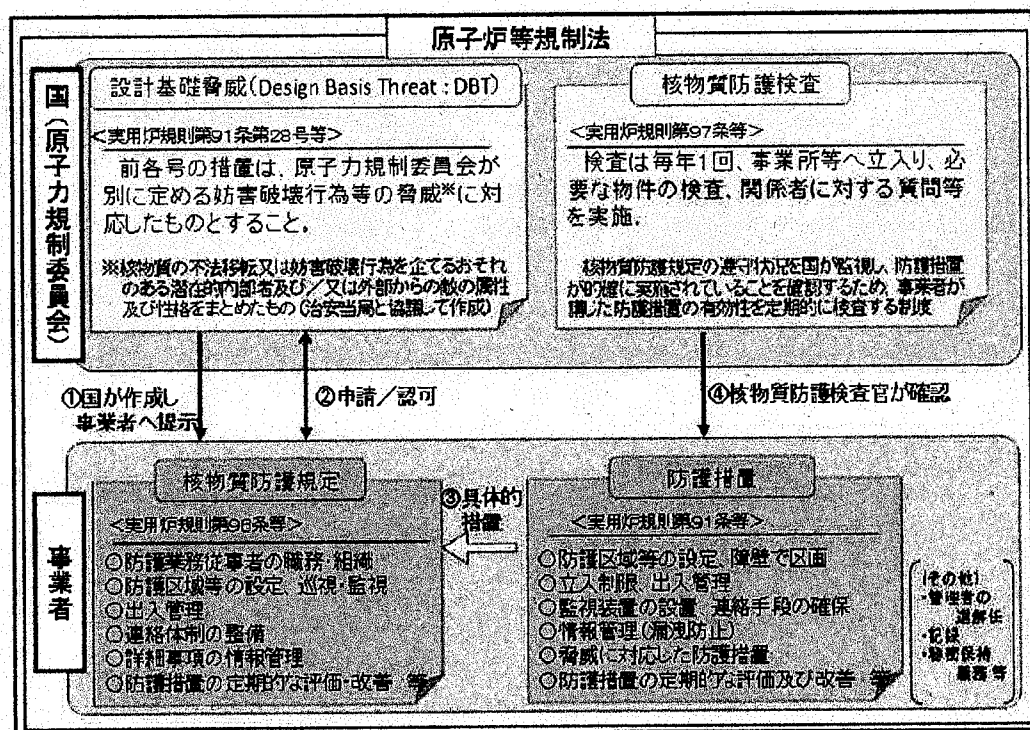
原子炉等規制法43条の3の22第2項は、「発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。」と規定し、同法43条の3の27第1項は、防護措置を講じなければならない場合に「原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。」と規定している。

これらの規定を受けて、実用炉規則 9 1 条及び 9 6 条等において、詳細な規定が設けられているところ、その概要は以下のとおりである（本準備書面 1 2 ページの図 1 参照。）。

- (ア) 原子力規制委員会は、国内の治安当局と協議して、実用炉規則 9 1 条 2 項 2 9 号で定める設計基礎脅威^{*8}に係る情報をまとめ、当該情報を発電用原子炉設置者に提示する。
- (イ) 発電用原子炉設置者は、提示された設計基礎脅威に係る情報を踏まえ、実用炉規則 9 1 条で要求される個々の防護措置を講じる上で必要な事項を記載した核物質防護規定を作成して原子力規制委員会に提出し（同規則 9 6 条）、原子力規制委員会の認可を受ける。
- (ウ) 発電用原子炉設置者は、認可を受けた核物質防護規定に基づき、実用炉規則 9 1 条で要求される個々の核物質防護措置^{*9}を実施する。
- (エ) 原子力規制委員会は、原子炉等規制法 4 3 条の 3 の 2 7 第 2 項により、毎年 1 回、発電用原子炉設置者が認可された核物質防護規定を遵守しているか否か、また、核物質防護措置が的確に実施されているか否か、等を確認するため、核物質防護検査を実施する。

*8 「設計基礎脅威」(Design Basis Threat) とは、核物質の不法移転又は妨害破壊行為を企てるおそれのある潜在的内部者又は外部からの敵の属性及び性格をまとめたものをいう（「平成 2 9 年度版原子力白書」・乙 A 第 9 6 号証・202 ページ）。

*9 核物質防護措置には、外部脅威に対応した防護措置、内部脅威に対応した防護措置及び定期評価に基づく改善措置がある。なお、内部脅威に対応した防護措置の一つとして、実用炉規則 9 1 条 2 項 2 8 号で定める個人の信頼性確認制度がある。同制度は、「使用済燃料の再処理の事業に関する規則等の一部を改正する規則」（平成 2 8 年 9 月 2 1 日原子力規制委員会規則第 1 0 号）の施行に伴う実用炉規則の一部改正により、導入されたものである（平成 2 8 年度第 3 0 回原子力規制委員会資料 3 ・別添 5（乙 A 第 9 7 号証））。



<図1 防護措置の実施の全体像*10>

3 小括

前記のとおり、原子炉等規制法は、テロリズム等への対策に関する規制として、発電用原子炉の設置(変更)許可の段階において、設置許可基準規則及び技術能力基準により、必要な設備の設置や体制・手順書等の整備等を要求するとともに、許可後の段階において、実用炉規則により、保安措置及び防護措置を要求している。

これらの規制は、令和元年7月17日付け被告国の第18準備書面(以下「被告国第18準備書面」という。)で説明した原子炉施設等基準検討チームなどにおいて、IAEAの基準(本書面で後に詳述する。)や米国原子力規制委員会(NRC)が定める規制基準等を参考にしつつ、各専門分野の学識経験者等の専門技術的知見に基づく意見等を集約し、中立性が担保された学識経験者ら

*10 「平成29年度版原子力白書」・乙A第96号証・202ページより引用。

による議論、意見公募手続等の適正な手続を経て策定されたものであることから、十分に合理性を有する。

第3 IAEAの基準について

被告国は、IAEAが策定する基準等を踏まえて法令等の改正を行ってきたものであるが^{*11}、IAEAの基準のうち、テロリズム等への対策に関するものについて、その適用範囲等を検討するに当たっては、その全体像を把握することが必要であるので、①原子力安全に係るIAEAの基準（以下、「IAEA安全基準」という。なお、被告国の平成27年6月30日付け第3準備書面61ページにおいて、IAEA安全基準「Safety of Nuclear Power Plants: Design, Specific Safety Requirements No. SSR-2/1」を「IAEA安全基準」と定義したが、今後は、これを「IAEA安全基準SSR-2/1」と改める。）、②核セキュリティに係るIAEAの基準（以下「IAEA核セキュリティ基準」という。）について包括的に説明する。

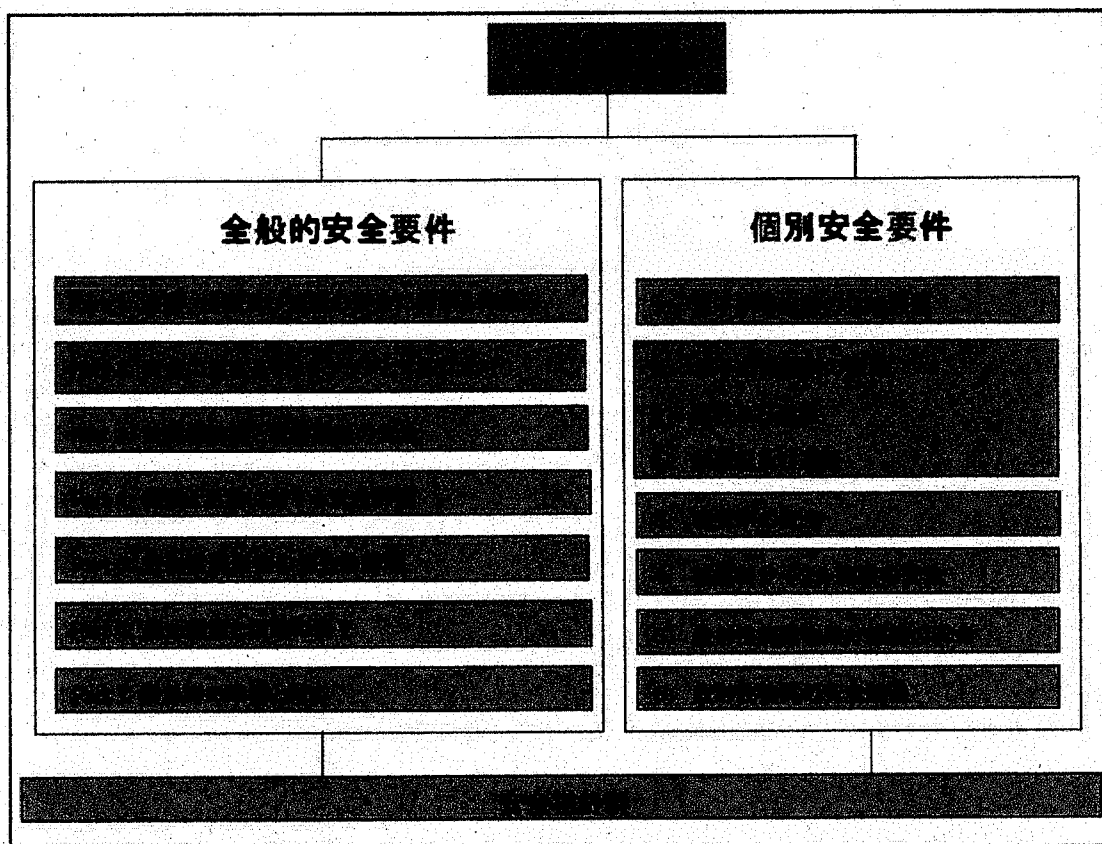
1 IAEA安全基準について

IAEAは、国際原子力機関憲章（以下「IAEA憲章」という。）3条A6項により、「安全上の基準（括弧内省略）を設定し、又は採用すること」を行う権限を有するものとされており、これに基づき、IAEA安全基準を策定している。IAEA安全基準は、本準備書面15ページの図2のとおり、安全原則（Safety Fundamentals）、安全要件（Safety Requirements）及び安全指針（Safety Guides）から構成されている（「IAEA安全基準 基本安全原則

*11 例えば、核セキュリティについては、IAEAの基準に対応するため、平成17年に原子炉等規制法の改正を行っている（原子力委員会原子力防護専門部会準備会合（平成18年12月27日開催）資料第1号・乙A第98号証・10ページ、平成17年第7回原子力委員会資料第3-1号・乙A第99号証）。

No. SF-1」・乙A第24号証・2ページ・段落番号1. 5)。

このうち、安全原則は、基本的な安全の目的と、防護と安全の原則を示し、安全要件のための基礎を提示するものである。また、安全要件は、安全原則の目的及び原則の下に定められ、現在と将来において人と環境の防護を確保するために満たされなければならない要件を制定するものである。この安全要件は、全般的な安全要件と個別安全要件からなり、全般的な安全要件は一連の施設や活動に関する個別安全要件で補完される。その他、安全指針は、安全要件を遵守する方法についての推奨された手段又はこれと等価な代替的手段や手引きを提示している。(「IAEA Safety Standards No. GSR Part 7」・乙A第26号証の1(原文)・21ないし23枚目、同号証の2(翻訳版)・14ないし16ページ。)



<図2 IAEA安全基準シリーズの構成^{*12}>

IAEA安全基準は、IAEA憲章に基づき、IAEA自身の活動及びIAEAによって支援された活動に関して加盟国を拘束するものとされている。他方、IAEA安全基準は、施設と活動に関して各国の規制における参考として、加盟国で使用されることができるとおり（同号証の1（原文）・24枚目、同号証の2（翻訳版）・17ページ）、IAEA安全基準は加盟国の規制内容を法的に拘束するものではなく、加盟各国が、それぞれの判断により国の規制に取り入れるものである。

IAEA安全基準の多く、特に原子力発電所の計画又は設計における安全面

*12 「実用発電用原子炉に係る新規規制基準の考え方について」（平成30年12月19日改訂）・乙A第41号証・65ページより引用。

を扱うものは、主として新規の施設と活動への適用を意図している。それゆえ、IAEA安全基準の中の要件は、初期の基準で建設された既存の施設では完全には満たされないことがある。このような場合に、IAEA安全基準を既存の施設に適用するか否かは、個々の加盟国の決定事項であるとされている（同号証の1（原文）・24枚目、同号証の2（翻訳版）・17ページ）。

（以上につき、「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」（平成30年12月19日改訂）・乙A第41号証・64ないし66ページ）

2 IAEA核セキュリティ基準について

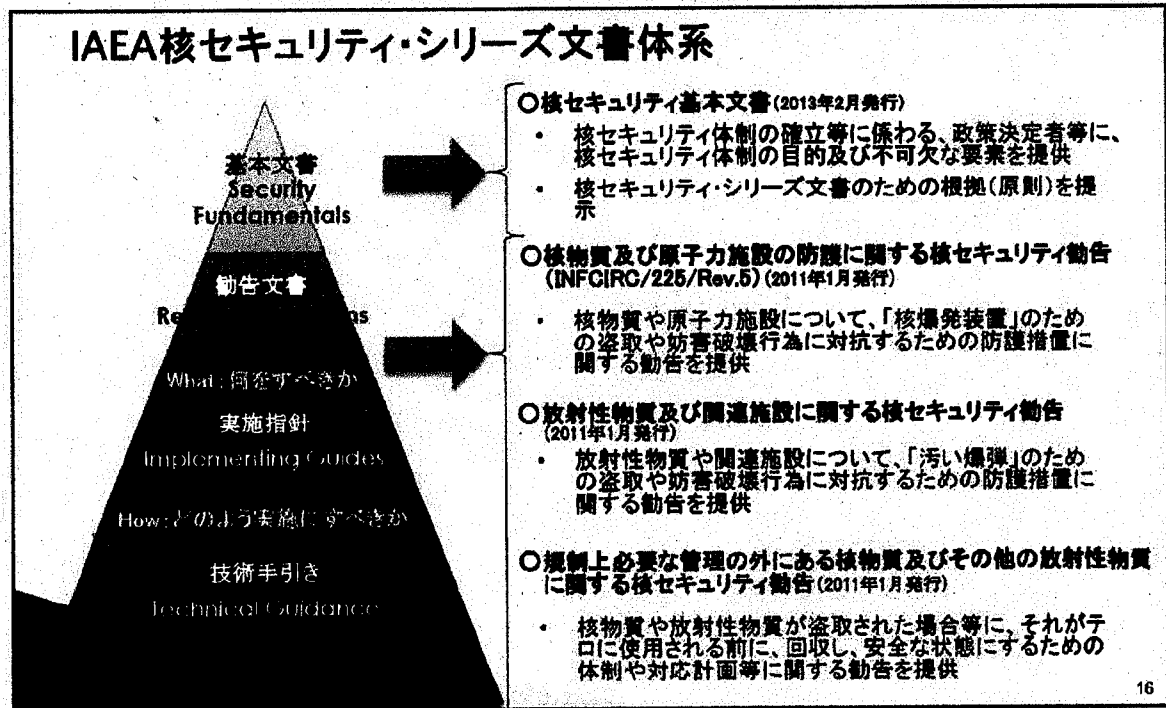
IAEA核セキュリティ^{*13}基準は、IAEA加盟国を支援することを目的として策定されており、「核物質及び原子力施設の防護に関する条約」^{*14}（平成28年5月発効）や国際連合安全保障理事会の決議1373号及び1540号等の核セキュリティに係る国際文書と整合するものであり、かつ補完するものとなっている（「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告」（INFCIRC/225/Revision 5）（以下「核セキュリティ勧告INFCIRC/225（改訂第5版）」という。）・乙A第100号証の1・2枚目及び7枚目、乙A第100号証の2

*13 「核セキュリティ」とは、従前の核物質の不法移転及び原子力施設等への妨害破壊行為の防止等を意味する「核物質防護」を包含する概念であり、「核物質、その他の放射性物質、その関連施設及びその輸送を含む関係活動を対象とした犯罪行為又は故意の違反行為の防止、検知及び対応。」を意味する（第1回核セキュリティに関する検討会（平成25年3月4日開催）資料4・乙A第101号証・1及び4ないし6ページ）。

また、IAEAは、「核テロリズム」について、①核兵器の盗取、②盗取された核物質を用いた核爆発装置の製造、③盗取された放射性物質を発散させる装置の製造、④原子力施設等への妨害破壊行為、の4種類に分類している（「平成29年度版原子力白書」・乙A第96号証・200ページ）。

*14 「核物質及び原子力施設の防護に関する条約」は、我が国を含む締約国に対し、国際輸送中の核物質を防護することに加え、締約国の管轄下にある核物質及び原子力施設の防護の制度を確立すること等を義務付けている（平成28年5月発効）（乙A第102号証）。なお、条約の名称は、上記のとおりであるが（乙A第112号証・2ページ）、行政実務上、「改正核物質防護条約」と呼ばれることがある。

・4枚目及び7枚目)。そして、同基準の内容は、IAEA核セキュリティ・シリーズという文書体系としてまとめられており、核セキュリティ基本文書(Nuclear Security Fundamentals)、勧告文書(Security Recommendations)、実施指針(Implementing Guides)及び技術手引き(Technical Guidance)で構成されている(参照:図3)。



<図3 IAEA核セキュリティ・シリーズの文書体系^{*15}>

このうち、核セキュリティ基本文書は、核セキュリティの目的、概念及び原則を記載した文書であり、勧告文書の基礎となっている。また、勧告文書は、核セキュリティ基本文書を活用しようとするIAEA加盟国が採用すべき措置の内容が記載されており、現在、三つの勧告文書が策定されている。その他、勧告文書の内容をより詳細に解説した文書が実施指針として、参照用マニュアル

*15 第1回核セキュリティに関する検討会(平成25年3月4日開催)資料4・乙A第101号証
・16ページより引用。

ルや訓練ガイド等が技術手引きとして策定されている（乙A第100号証の1・2枚目，乙A第100号証の2・4枚目）。

第4 原告の主張に対する反論

1 立地についてのIAEA安全基準に係る原告の主張について

(1) 原告の主張

原告は、IAEA安全基準の一つである“Site Evaluation for Nuclear Installations” No. NS-R-3 (Rev. 1)（以下「IAEA安全基準NS-R-3（改定第1版）」という。甲A第32号証，乙A第103号証の1）の2.1a.に規定されている、「外部事象（自然現象および人的事象）による影響」の「人的事象」にはテロリズムによる破壊行為も含まれるとの理解の下、IAEA安全基準において、テロリズムを想定した立地審査の必要性が規定されているにもかかわらず、設置許可基準規則等にテロリズムを想定した立地審査に係る規定が存在しないのは、原子炉等規制法43条の3の6第1項4号の委任の趣旨を逸脱するものであり、規制基準として不合理である旨主張するようである（原告準備書面(20)9及び10ページ）。

(2) 原告の主張に対する反論

IAEA安全基準NS-R-3（改訂第1版）の2ないし4ページでは、同文書の適用範囲が明記されており、このうち、段落番号1.6.において、「本『安全要件』出版物で考慮する外部人為事象は、すべて偶発的なものである。第三者による意図的な行動に対抗する施設の核物質防護に関連する考慮事項は、本出版物の範囲外である。」（乙A第103号証の2・2ページ）旨明記されており、第三者による意図的な行為であるテロリズム等の人為事象は、同文書の適用の範囲外であることを明らかにしている。

したがって、原告の前記主張は、そもそも、IAEA安全基準NS-R-3（改訂第1版）が第三者による意図的な行為であるテロリズム等の人為事象を適

用の範囲外としていることを正解しないものであって、理由がない。

なお、現在、IAEA安全基準NS-R-3（改訂第1版）は使用されておらず、これに代わり、本年4月に新たに策定されたIAEA安全基準SSR-1“Site Evaluation for Nuclear Installations”（以下「IAEA安全基準SSR-1」という。）が使用されているが^{*16}、IAEA安全基準SSR-1においても、第三者による意図的な行為であるテロリズム等の人為事象が適用の範囲外であることに変わりはない（乙A第113号証の1及び2）。

2 航空機衝突対策の不備に係る原告の主張について

(1) 原告の主張

原告は、航空機落下や衝突から原子炉を守るため、米国NRCにおいて遮蔽建屋とすることが、European Utility Requirements（以下「EUR」という。）において二重の格納容器とすることが、それぞれ設計上要求されているとして、我が国の新規制基準において、危険源となる原子炉や核燃料プールに対する航空機衝突について重大事故等対策でしか考慮せず、設計上の頑強性を要求していないのは不合理である旨主張するようである（原告準備書面(20)・11ページ）。

また、原告は、設置許可基準規則の解釈42条部分1(a)が、特定重大事故等対処施設につき、原子炉建屋との離隔距離を確保することと頑強な建屋に収納することを選択的に要求している点につき、複数の航空機により原子炉建屋と特定重大事故等対処施設が同時に狙われることを想定して、離隔にかかわらず建屋の頑強性を常に備えるよう要求しなければ規制基準として不合理である旨主張する（同書面・12ページ）

(2) 原告の主張に対する反論

*16 IAEAは、ホームページにおいて、IAEA安全基準NS-R-3（改訂第1版）がIAEA安全基準SSR-1に取って代わられた旨を公表している（乙A第104号証）。

ア 米国NRCにおいて遮蔽建屋とすることが設計上要求されているとして
設置許可基準規則等が不合理であるとする原告の主張には理由がないこと

原告は、平成22年9月17日の日本原子力学会における株式会社東芝の佐藤崇氏による講演資料（甲F第7号証）4ページの一覧表の記載をもって、米国NRCでは航空機衝突対策として遮蔽建屋を設けることが設計上要求されている旨主張するようであるが、上記記載は、米国NRCでかかる規制がされていることを示すものではなく、米国NRCが最終設計認可をした「AP1000」という加圧水型原子炉において、航空機衝突対策として遮蔽建屋を採用していたという例を示すものにすぎない。したがって、上記記載を根拠として、米国NRCで航空機衝突対策として遮蔽建屋を設けることが設計上要求されているなどということとはできない。そもそも、米国NRCにおける航空機衝突影響評価に係る規制基準10 CFR 50.150は、性能要求、すなわち、特定の設計に限定せず、ある性能を満たしていることを要求するものであり、特定の型式の原子炉に対し、具体的な設備の設置等を設計上要求するものではない（第3回技術情報検討会資料3-13・乙A第105号証・12ページ、10 CFR 50.150・乙A第106号証）。

上記の点をおくとしても、前記第2の1(3)（6ページ以下）で詳述したとおり、我が国では、設置（変更）許可段階においては、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対しては、特定重大事故等対処施設や可搬型をはじめとする重大事故等対処設備によって、原子炉格納容器の破損の防止や緩和、使用済燃料貯蔵槽の水位確保や燃料体の著しい損傷の緩和などを図るという規制体系を採用しており、かかる規制体系は、原子炉施設等基準検討チームの場において、米国NRCが定める規制基準等の海外の事例をも参考にして、かつ、地震や津波のリスクが高い等の我が国特有の状況を踏まえて、策定されたものであり（平成24年10月25日

発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム第1回会合資料2・乙A第107号証・11ないし15ページ、同会合議事録・乙A第108号証・32ないし34ページ[山形重大事故対策基準統括調整官発言]、「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」（平成30年12月19日改訂）・乙A第41号証・168ページ）、合理性を有するものである。原告の主張は、我が国と米国の規制体系の違いなどを一切考慮することなく、我が国の規制が不十分であると述べるものにすぎない。

以上のとおり、米国NRCにおいて航空機衝突対策として遮蔽建屋を設けることが設計上要求されているという事実はなく、また、米国と我が国の実情や規制体系は異なり、米国NRCの基準をもって、直ちに設置許可基準規則等が合理性を欠くとはいえないのであって、原告の前記主張には理由がない。

イ EURにおいて二重の格納容器とすることが要求されているとして設置許可基準規則等が不合理であるとする原告の主張にも理由がないこと

原告は、前記佐藤崇氏による講演資料（甲F第7号証）4ページの一覧表の記載をもって、EURが航空機衝突対策として二重の格納容器とすることを設計上要求している旨主張するようであるが、上記記載は、EURがかかる要求をしていることを示すものではなく、欧州加圧水型炉（European Pressurised Reactor：EPR）と呼ばれる加圧水型原子炉において、航空機衝突対策として二重の格納容器が採用された例を示すものにすぎない。したがって、上記記載を根拠として、EURが航空機衝突対策として二重格納容器とすることを設計上要求しているなどということとはできない。

そもそも、EURは、第三世代型の軽水型発電用原子炉に先進的な機能を取り入れた次世代型の発電用原子炉に係る設備及び機能の一般的な要求仕様書を作成するための活動をしている組織が、上記原子炉について、一

部の西ヨーロッパ諸国の規制基準にも対応可能な要求事項を取りまとめて作成した要求仕様書のことである（なお、同組織を指すこともある。）。西ヨーロッパ諸国においては、原子力発電所の建設の大きな段階が終了し、新たに原子力発電所を建設する需要も減少したため、原子力プラントメーカーは、一か国の市場のみでは新しい原子炉型の開発のために投資をすることができなくなった。そこで、広く西ヨーロッパを市場として新たな原子力発電所を開発、建設することができるよう、各国の規制基準にも対応可能な共通した要求事項を取りまとめることが求められ、EURが策定されたのである（P. Berbey（EUR機構書記官）の講演資料「Status and Near-Term Works on the EUR Document, Possible Use by Third Parties」（会議名：International Conference on Opportunities and Challenges for Water Cooled Reactors in the 21st Century, 会場：IAEA本部, 期間：2009年10月27日～30日）（乙A第109号証の1・3ないし5ページ, 乙A第109号証の2・3ないし5枚目）, 乙A第110号証）。したがって、EURは、西ヨーロッパの各国における規制基準とはいえない。

そして、前記アでも述べたとおり、我が国の規制体系は、原子炉施設等基準検討チームの場において、米国NRCが定める規制基準等の海外の事例をも参考にして、かつ、我が国特有の状況を踏まえて、策定されたものであり、合理性を有するものである。

以上のとおり、EURにおいても航空機衝突対策が求められているに過ぎず、二重の格納容器が設計上要求されていると認めることはできず、また、EURは規制基準ですらないのであるから、EURをもって、設置許可基準規則等が不合理であるとはいえないのであって、原告の前記主張には理由がない。

ウ 複数の航空機により原子炉建屋と特定重大事故等対処施設が同時に狙われることを想定して、離隔にかかわらず建屋の頑強性を常に備えるよう要

求しなければ規制基準として不合理である旨の原告の主張には理由がないこと

原告は、特定の原子力発電所に対し、故意により複数の大型航空機が同時に衝突することのみならず、それらが原子炉建屋と特定重大事故等対処施設の双方を狙って衝突することまで想定すべきであると主張する。

しかしながら、特定重大事故等対処施設は、核セキュリティの観点からその設置場所等の情報が非公開とされているのであり（平成28年度第25回原子力規制委員会資料1-2（乙A第111号証））、同施設に狙いを定めることができるとする具体的な根拠は不明であるし、複数機の大型航空機の衝突を想定すべきであるとする具体的な根拠も乏しい。したがって、原告の前記主張には理由がない。

以上

略称語句使用一覧表

平成26年(行ウ)第152号
大間原子力発電所建設差止等請求事件
原告:函館市

略語	語彙	書面	ページ
数字			
2号要件	「原子炉設置(変更)許可」の基準の一つである、「その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力」	第5準備書面	28
3号要件	「原子炉設置(変更)許可」の基準の一つである、「その者に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること。」	第5準備書面	28
4号要件	「原子炉設置(変更)許可」の基準の一つである、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」	第5準備書面	26
英字			
IAEA	国際原子力機関	第12準備書面	5
IAEA安全基準	IAEA安全基準「Safety of Nuclear Power Plants: Design, Specific Safety Requirements No. S SR-2/1」	第3準備書面 ※第19準備書面 書面に変更	61
IAEA安全基準SSR-2/1	IAEA安全基準「Safety of Nuclear Power Plants: Design, Specific Safety Requirements No. S SR-2/1」	第19準備書面 ※第3準備書面 面から変更	13
MS	異常影響緩和系	第11準備書面	12
PS	異常発生防止系	第11準備書面	12
JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構	第16準備書面	13
IAEA閣僚会議日本政府報告書	原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書—東京電力福島原子力発電所の事故について	第18準備書面	12
IAEA安全基準	原子力安全に係るIAEAの基準	第19準備書面	13
IAEA核セキュリティ基準	核セキュリティに係るIAEAの基準	第19準備書面	13

IAEA憲章	国際原子力機関憲章	第19準備書面	13
IAEA安全基準NS-R-3(改定第1版)	“Site Evaluation for Nuclear Installations” No.NS-R-3(Rev.1)	第19準備書面	18
IAEA安全基準SSR-1	新に策定されたIAEA安全基準SSR-1“Site Evaluation for Nuclear Installations”	第19準備書面	19
EUR	European Utility Requirements	第19準備書面	19
あ			
安全重要度分類	発電用軽水原子炉施設の安全性を確保するために必要な各種の機能について、安全上の見地から定めた相対的重要度	第11準備書面	9
安全審査指針類	旧原子力安全委員会が策定してきた各指針	第5準備書面	36
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂)	第3準備書面	11
安全評価指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂)	第3準備書面	11
い			
伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174ページ	答弁書	27
異常影響緩和機能	発電用原子炉施設の運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の拡大を防止し、又は速やかにその事故を収束させることにより、公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止し、及び放射性物質が発電用原子炉を設置する工場又は事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止する機能	第10準備書面	7
異常発生防止機能	その機能の喪失により発電用原子炉施設に運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生し、これにより公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがある機能	第10準備書面	7
伊東弁護士「再論」	伊東良徳弁護士が月刊「科学」2014年3月号(電子版)に掲載した「再論 福島第一原発1号機の全交流電源喪失は津波によるものではない」	第3準備書面	30
お			
大熊町	福島県双葉郡大熊町	第3準備書面	9
屋外火災	屋外における火災	第13準備書面	24
屋内火災	屋内における火災	第13準備書面	24
女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第18準備書面	19
か			

改正原子力基本法	平成24年改正後の原子力基本法	第1準備書面	41
改正原子炉等規制法	平成24年改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	5
外部事象	地震などの自然現象と外部人為事象といった発電所外の事象	第10準備書面	6
仮想事故	重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故	第17準備書面	10
核セキュリティ勧告I NFCIRC/225(改訂第5版)	「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告」(INFCIRC/225/Revision 5)	第19準備書面	16
技術基準規則			
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号)	第4準備書面	11
技術基準適合命令	平成24年改正前電気事業法40条に基づく、経済産業大臣による事業用電気工作物の修理、改造、移転、使用の一時停止、使用の制限の命令	第5準備書面	11
技術的能力基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準	第13準備書面	10
基準地震動による地震力	耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	第7準備書面	13
基準津波	設計基準対象施設の供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	第13準備書面	10
規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和52年法律第80号による改正前のもの)	第6準備書面	16
行訴法	行政事件訴訟法	答弁書	6
緊急時対応	避難計画を含むその地域の緊急時における対応	第12準備書面	12
基本的目標a	立地審査指針1及び2ページの基本的目標のa	第17準備書面	9
基本的目標b	立地審査指針1及び2ページの基本的目標のb	第17準備書面	9
基本的目標c	立地審査指針1及び2ページの基本的目標のc	第17準備書面	9
け			
原告第2準備書面	原告の平成26年9月30日付け第2準備書面	第1準備書面	8
原告準備書面(5)	原告の平成26年12月18日付け準備書面(5)	第7準備書面	5
原告準備書面(6)	原告の平成27年3月12日付け準備書面(6)	第6準備書面	6

原告準備書面(9)	原告の平成27年9月29日付け準備書面(9)	第7準備書面	5
原告準備書面(10)	原告の平成28年1月19日付け準備書面(10)	第11準備書面	5
原告準備書面(11)	原告の平成27年10月6日付け準備書面(11)	第6準備書面	6
原告準備書面(12)	原告の平成28年1月19日付け準備書面(12)	第6準備書面	6
原告準備書面(13)	原告の平成28年(2016年)1月19日付け原告準備書面(13)	第6準備書面	6
原告準備書面(14)	原告の平成28年4月20日付け準備書面(14)	第17準備書面	5
原告準備書面(15)	原告の平成28年4月20日付け準備書面(15)	第15準備書面	6
原告準備書面(18)	原告の平成28年10月18日付け準備書面(18)	第16準備書面	8
原告準備書面(19)	原告の平成28年10月18日付け原告準備書面(19)	第9準備書面	6
原告準備書面(20)	原告の平成29年1月18日付け原告準備書面(20)	第13準備書面	7
原告準備書面(21)	原告の平成29年4月21日付け原告準備書面(21)	第17準備書面	5
原告準備書面(22)	原告の平成29年4月21日付け原告準備書面(22)	第12準備書面	5
原告準備書面(35)	原告の令和元年7月9日付け原告準備書面(35)	第19準備書面	5
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	第5準備書面	12
原子炉設置(変更)許可	原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可	第5準備書面	26
原子炉等規制法	平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を区別しないとき	答弁書	5
検討チーム	発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム	第16準備書面	13
原則的立地条件(1)	立地審査指針1ページの原則的立地条件の(1)	第17準備書面	8
原則的立地条件(2)	立地審査指針1ページの原則的立地条件の(2)	第17準備書面	8
原則的立地条件(3)	立地審査指針1ページの原則的立地条件の(3)	第17準備書面	8
原子炉施設等基準検討チーム	発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム	第18準備書面	22
こ			
航空機	大型航空機	第13準備書面	12
航空機衝突影響評価	特定重大事故等対処施設における故意による大型航空機の衝突による影響の評価	第13準備書面	12
航空機衝突評価ガイド	実用発電用原子炉に係る航空機衝突影響評価に関する審査ガイド	第13準備書面	15

工場等	発電用原子炉を設置する工場又は事業所	第13準備書面	7
後段規制	原子炉の設計及び工事の方法の認可以降の規制	第5準備書面	8
国会事故調	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会	第3準備書面	25
国会事故調報告書	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会作成に係る国会事故調報告書	第3準備書面	25
し			
事件性の要件	当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であること	第1準備書面	17
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた事故の防止対策	第7準備書面	6
地震ガイド	基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド	第14準備書面	11
地震本部	地震調査研究推進本部	第14準備書面	22
地震本部報告書	『「活断層の長期評価手法」報告書(暫定版)』(平成22年11月)	第14準備書面	22
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省第77号)	第4準備書面	12
重大事故	炉心等の著しい損傷に至る事故	第7準備書面	6
重大事故等	重大事故とは、発電用原子炉の炉心の著しい損傷又は核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体若しくは使用済燃料の著しい損傷を指し(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号、実用炉則4条)、それに至るおそれがある事故(ただし、運転時の異常な過渡変化や設計基準事故を除く。)とを併せたもの	第8準備書面	5
重大事故等対策	「重大事故の発生防止対策」及び「重大事故の拡大防止対策」を併せて	第7準備書面	7
重大事故等対処設備	重大事故等に対処するための機能を有する設備	第11準備書面	15
重大事故の拡大防止対策	重大事故が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止するための安全確保対策	第7準備書面	7
重大事故の発生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた炉心等の著しい損傷を防止するための安全確保対策	第7準備書面	7
重要度分類指針	「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)	第8準備書面	9
使用済燃料	原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質	第5準備書面	7

常設重大事故緩和設備	重大事故緩和設備のうち常設のもの	第14準備書面	10
常設重大事故防止設備	重大事故防止設備のうち常設のもの	第14準備書面	10
常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	第14準備書面	10
使用停止等処分	改正原子炉等規制法43条の3の23第1項に基づく、発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置	第3準備書面	57
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年6月15日通商産業省令第62号)	第5準備書面	10
昭和38年最高裁判決	最高裁判所昭和38年3月27日大法廷判決(刑集17巻2号112ページ)	第1準備書面	15
昭和39年立地審査指針	原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて(昭和39年5月27日原子力委員会決定。平成元年3月27日一部改訂)	第3準備書面	42
昭和57年最高裁判決	最高裁判所昭和57年9月9日第一小法廷判決(民集36巻9号1679ページ)	第6準備書面	19
審査基準等	「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」	第5準備書面	35
地震等検討小委員会	地震・津波関連指針等検討小委員会	第18準備書面	18
地震等基準検討チーム	発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム	第18準備書面	22
せ			
政府案	原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案	第1準備書面	51
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号)	第3準備書面	15
設置許可基準規則の解釈	平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」	第7準備書面	9
設置法	原子力規制委員会設置法	答弁書	30
設置許可基準規則等	原子力規制委員会が定めた設置許可基準規則、同規則の解釈及び審査ガイド等	第18準備書面	5
た			
耐震重要施設	設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの	第14準備書面	8
耐震重要度	設計基準対象施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度	第11準備書面	9

耐震重要度分類	耐震重要度に応じた設置許可基準規則の解釈別記2の2に掲げる分類	第11準備書面	9
竜巻ガイド	原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	第16準備書面	8
耐震指針	改正前を含む「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	第18準備書面	18
大規模損壊	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉の大規模な損壊	第19準備書面	9
ち			
地域協議会	地域原子力防災協議会	第12準備書面	11
地質審査ガイド	平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」	第7準備書面	9
と			
東電	東京電力株式会社	第3準備書面	25
東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震	第3準備書面	9
特重審査ガイド	実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド	第13準備書面	11
東海第二発電所	日本原子力発電株式会社東海第二発電所	第18準備書面	19
な			
仲野意見書	仲野教授の意見書	第6準備書面	6
仲野教授	京都大学仲野武志教授	第6準備書面	6
浪江町	福島県双葉郡浪江町	第3準備書面	9
ね			
燃料体	発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質	第5準備書面	31
は			
函館市長	工藤壽樹函館市長	第3準備書面	9
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会から発電用原子炉の設置許可を受けた者	第5準備書面	13
ひ			
被告会社	被告電源開発株式会社	答弁書	5
被告会社準備書面1	被告会社の平成26年9月30日付け準備書面1	第6準備書面	26
被告国第1準備書面	被告国の平成26年12月25日付け第1準備書面	第2準備書面	4
被告国第4準備書面	被告国の平成27年10月6日付け第4準備書面	第6準備書面	21
被告国第5準備書面	被告国の平成28年1月12日付け第5準備書面	第7準備書面	5

被告国第6準備書面	被告国の平成28年7月14日付け第6準備書面	第7準備書面	5
被告国第7準備書面	被告国の平成28年10月18日付け第7準備書面	第8準備書面	5
被告国第12準備書面	被告国の平成30年2月9日付け被告国第12準備書面	第17準備書面	14
被告国第13準備書面	被告国の平成30年5月14日付け被告国第13準備書面	第19準備書面	6
被告国第18準備書面	被告国の令和元年7月17日付け被告国第18準備書面	第19準備書面	12
ふ			
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	第3準備書面	9
福島第一発電所事故	平成23年3月11日の福島第一原子力発電所における原子炉事故	第3準備書面	9
双葉町	福島県双葉郡双葉町	第3準備書面	9
福島第一発電所事故の技術的知見	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見について(平成24年3月原子力安全・保安院)	第18準備書面	11
福島第二発電所	東京電力株式会社福島第二原子力発電所	第18準備書面	19
へ			
米国NRC	アメリカ合衆国原子力規制委員会	第16準備書面	13
平成9年最高裁判決	最高裁判所平成9年1月28日第三小法廷判決(民集51巻1号250ページ)	第6準備書面	20
平成13年3月最高裁判決	最高裁判所平成13年3月13日第三小法廷判決(民集55巻2号283ページ)	第1準備書面	30
平成13年7月最高裁判決	最高裁判所平成13年7月13日第二小法廷判決(訟務月報48巻8号2014ページ)	第1準備書面	24
平成14年1月最高裁判決	最高裁判所平成14年1月22日第三小法廷判決(民集56巻1号46ページ)	第1準備書面	36
平成14年7月最高裁判決	最高裁判所平成14年7月9日第三小法廷判決(民集56巻6号1134ページ)	第1準備書面	18
平成18年耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	第3準備書面	14
平成24年改正	平成24年法律第47号による改正	答弁書	5
平成24年改正前原子力基本法	平成24年改正前の原子力基本法	第1準備書面	41
平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	5
平成24年改正前電気事業法	設置法による改正前の電気事業法	第5準備書面	6
平成24年審査基準	平成24年9月19日付け審査基準等	第5準備書面	35
平成25年審査基準	平成25年6月19日付け審査基準等	第5準備書面	36

平成18年耐震指針	平成18年改正後の「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」	第18準備書面	18
ほ			
保安院	原子力安全・保安院	第3準備書面	26
本件訴え変更申立書	原告の平成27年7月7日付け訴えの交換的変更申立書(被告国関係)	第4準備書面	6
本件各訴え	本件差止めの訴え及び本件無効確認の訴えを併せるとき	答弁書 ※第4準備書面で変更	5
本件各訴え	本件差止めの訴え及び本件無効確認の訴えを併せるとき	第4準備書面 ※答弁書から変更	7
本件義務付けの訴え	原子力規制委員会が被告会社に対して本件発電所の建設の停止を命ずることの義務付けの求め	答弁書	5
本件原子炉	本件発電所に係る原子炉	答弁書	5
本件原子炉施設	本件発電所に係る原子炉及びその附属施設	答弁書	5
本件工事計画認可申請	被告会社が平成26年12月16日付けで原子力規制委員会に対してした、本件原子炉施設に係る工事計画認可申請	第4準備書面	12
本件差止めの訴え	原告の本件設置変更許可処分をすることの差止めの訴え	第4準備書面	6
本件設置許可処分	経済産業大臣の平成20年4月23日付け被告会社に対する本件発電所の設置許可処分	答弁書	5
本件設置変更許可処分	原子力規制委員会の本件設置変更許可申請に対する本件原子炉の設置変更許可処分	第4準備書面	6
本件設置変更許可申請	被告会社が平成26年12月16日付けで原子力規制委員会に対してした、本件原子炉の設置変更許可申請	第4準備書面	6
本件発電所	大間原子力発電所	答弁書	5
本件法律案	「原子力規制委員会設置法案」起草案	第1準備書面	52
本件無効確認の訴え	本件設置許可処分の無効確認の訴え	答弁書	5
防災指針	平成12年に改称された原子力施設等の防災対策について	第17準備書面	28
み			
南相馬市	福島県南相馬市	第3準備書面	33
も			
もんじゅ最高裁判決	最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号571ページ	答弁書	9
り			
立地審査の指針2.1	立地審査指針2ページの立地審査の指針の2.1	第17準備書面	10

立地審査の指針2. 2	立地審査指針2ページの立地審査の指針の2. 2	第17準備書面	10
立地審査の指針2. 3	立地審査指針2ページの立地審査の指針の2. 3	第17準備書面	10
立地審査指針要求事項①	原則的立地条件(2), 基本的目標a, 立地審査の指針2. 1	第17準備書面	13
立地審査指針要求事項②	原則的立地条件(3), 基本的目標b, 立地審査の指針2. 2	第17準備書面	13
立地審査指針要求事項③	原則的立地条件(3), 基本的目標c, 立地審査の指針2. 3	第17準備書面	14
れ			
レシピ	震源断層を特定した地震の強震動予測手法(「レシピ」)	第15準備書面	23
ろ			
炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷若しくは核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷	第7準備書面	6
炉心損傷防止等有効性評価ガイド	実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防災対策の有効性評価に関する審査ガイド	第17準備書面	22